

平成30年度 第1回 富士見市下水道事業審議会 会議録

会議日時	平成31年1月18日(金)	開会	午前10時00分	
		閉会	午前11時00分	
会議場所	富士見市役所内 市長公室			
出席者数	委員定数10名中 出席者10名			
出席者	会長	木内 芳弘	委員	長坂 靖夫
	職務代理	田中 金治	委員	中島 雄一
	委員	吉川 芳一	委員	名雪 滋
	委員	酒本 敏子	委員	羽石 裕子
	委員	高橋 満	委員	米倉 亜希子
	幹事	建設部長 柴崎 照隆		
	市職員等 (事務局)	落合建設部副部長、新井下水道課長、吉川副課長、厚澤副課長、 菅主任、小堀主事		
欠席委員		傍聴者	0名	
議長	木内 芳弘	書記	菅 義人	

## 会 議 事 項

1 開 会 柴 崎 幹 事

2 会長あいさつ 木 内 会 長

3 市長あいさつ 星 野 市 長

※下記の諮問事項について市長が諮問書を朗読し、会長へ手渡す。

( 市 長 退 席 )

4 議 長 選 出

下水道事業審議会条例第7条第1項の規定により会長が議長に就く。

委員の出席状況の報告。委員10名中、9名の出席により、富士見市下水道事業審議会条例第7条第2項の規定の過半数に達しているため、本日の会議が成立したことを報告。(会議途中、委員1名が遅れて出席。その後、委員10名にて会議進行。)

5 会議録署名委員の選出

会議録署名委員の指名方法について議長が諮り、議長一任による選出となった。

議長が今回の会議の会議録署名委員に「名雪委員」及び「羽石委員」を指名。

6 会議の公開・非公開の決定

富士見市情報公開条例第24条の規定により、会議は原則公開。但し、同条各号に該当する場合は、非公開とすることができる。

本日の議事については、非公開に該当する事項等がないため、議長が公開とすることを委員に諮り、承認を得る。

※ 傍聴者なし

7 議 事

(1) 諮問事項

①事業認可区域に編入した市街化調整区の受益者負担金(単位負担金)について事務局より、資料に基づき諮問事項等について説明。(事前個別説明済み)

## 会 議 事 項

### 質疑応答等

質疑： 特環区域の集落としては下水道整備が完了しているということなのか。整備が完了していないところはあるのか。

応答： 5 ページ、図 3 より負担区として割付けている集落については概ね完了することになる。しかしながら、老人センター付近等一部残っている。

質疑： 5 ページ、図 3 で色の塗っている箇所については供用開始で、色の塗っていない箇所については田畑で残っているということによいのか。

応答： 5 ページ、図 3 は負担金の負担区を設定して単位負担金額を定めている場所なので、未整備で供用開始されていない区域も入っている。

意見： 単位負担金額が毎回同じ金額で、今回も端数整理して 5 1 0 円となるのは、不公平感が出なくて良いと思う。

質疑： 単純に第四負担区のみでは 5 1 0 円にならないのか。

応答： 第四負担区のみでの計算であると、国費等を加味し、5 1 3 . 2 5 円となる。第二負担区のみであると、5 1 8 . 5 1 円となり近似値である。

質疑： 単独に計算しても 5 1 0 円になるということか。

応答： その通り。

質疑： P 1 1、P 1 2 の土地利用状況についての説明をお願いしたい。

応答： P 1 1 は新河岸第 1 4 処理分区内の土地の地目別利用状況の内訳で、P 1 2 は新河岸第 1 6 - 1 - 1 処理分区の内訳となっている。資料 P 2 の最下段<賦課方法について>に提示のとおり特環区域については、宅地及び宅地相当の用途に供している土地に対して負担金を賦課し、徴収する。この資料からは、宅地等の面積に受益者負担金 5 1 0 円という単価をかけた場合に、当面どのくらいの負担金収入が見込めるのかということがわかる資料となっている。

## 会 議 事 項

質疑： 宅地等に関しては、今後負担金を賦課、徴収するということであるが、  
100%減免に関しては、今後一切徴収しないということによいのか。

応答： その通り。例えば、神社仏閣等は条例にて100%減免という規定がある。

質疑： 宅地の100%減免とは何のことか。

応答： 集会所です。

質疑： 未賦課とは徴収猶予のことなのか。

応答： 猶予ではなく賦課自体しないということである。特環区域は宅地になった際  
に賦課をするため、田畑等に関しては未賦課となっている。

質疑： 宅地に国有地などの公共施設があった場合はどうなのか。

応答： 用途によって異なるが、概ね減免である。今回追加の負担区の中にも志木高  
校が75%減免の対象となっている。

質疑： 国立大に勤めているが、国立大はいかがか。

応答： 75%の減免となる。

※ 以上の質疑等を経て、採決を行う。

「事業認可区域に編入した市街化調整区域の受益者負担金（単位負担金）について」  
挙手により賛否を諮ったところ、挙手全員により「原案のとおり賛成」することに  
決定。また、答申書に付する意見・要望はないが、「今回の会議であがった意見等  
を留意のうえ投資効果を図り、今後の下水道事業に活かして欲しい。」との要望が  
出される。

### (2) その他

事務局より、日程は定かでないが、今後の審議案件等について説明し、その際の  
会議出席について依頼。

8 閉 会 柴 崎 幹 事